

岐阜都市計画下水道の変更理由

本件は、都市における居住環境の改善、浸水の防除及び公共水域の水質汚濁防止を目的として、都市計画を定めた岐阜市公共下水道のうち、柳津地域の一部と市街化調整区域の汚水処理区域（以下、処理区域という）について、都市計画の変更を行うものです。

本市の公共下水道の整備は、都市部への人口集中や宅地化の進展に合わせ、順次整備区域を拡大してまいりました。とりわけ特に、将来の人口増大と、これに伴う市街地の拡大が想定された時代には、農地も含めた市街地調整区域についても、市街化区域への編入も想定される中で、汚水処理区域として、都市計画に定めてきたところです。

しかし、人口減少が始まり、将来の市街地拡大を抑制し、集約型の市街地の形成が求められる中、平成17年に決定されました東部処理分区では、当面の整備を目指す市街化区域のみを都市計画に定めてきました。

このように、同じ市域内であっても、処理分区毎で、計画された時期の違いから、処理区域の考え方が異なっている現状があります。

こうした中、これまで下水道の整備は計画された汚水処理区域のうち、市街化区域における整備を、優先的に行ってきたところであり、今後数年で整備が完了することから、その後は、未整備の汚水処理区域の整備を進めていくことが考えられます。

また、一方では、都市基盤としての下水道の機能を維持するため、既に整備を終えた区域における、老朽化した施設等の更新も、今後増大することが予想されるなど、より効率的な施設の整備が求められています。

さらに、本市のマスタープランでは、人口の減少や高齢化の進展など社会経済情勢は大きく変化するなかで、市街地拡大を抑制し集約型の市街地形成を目指すとしており、市域全体を効率的な下水道整備を行うための統一した基準により、適切に処理区域を設定することが必要となっております。

また、国においても、平成19年に国土交通省、環境省、農林水産省の3省から示された「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しについて」の中で、効率的な汚水処理施設の整備手法の選定がより一層求められ、下水道、合併浄化槽、農業集落排水のそれぞれが最も効率的となる区域を整備する統一的なマニュアル（「汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル(案)」）が見直されました。

こうしたことから、今回の変更は、汚水計画において、柳津地域の市街化区域のうち旧岐阜市との行政境にあり岐阜市公共下水道の都市計画が定められていなかった一部地区について新たに定めるとともに、市街化調整区域については、本市の総合計画や都市計画マスタープランにおける今後の大幅な人口減少予測、及び国が示した最新のマニュアルを踏

まえ、公共下水道での整備が他の汚水処理施設での整備に比べ、効率的と市が判断した区域について、処理区域として見直し、岐阜都市計画下水道の変更を行うものです。

なお、今回は雨水計画について都市計画の変更はありません。